

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例（令和3年11月15日京都市条例第12号）（文化市民局地域自治推進室）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することされたことに伴い、条例に定める個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止する必要があるため、規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年11月15日

京都市長 門川大作

京都市条例第12号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第9条を削る。

第10条中「別表第7」を「別表第6」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、第12条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第6を削る。

別表第7中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同表を別表第6とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)